

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第七条に規定する公表事項

公共工事の名称	仮称霞ヶ関北市民センター新築外構給排水設備工事
公共工事の場所	川越市霞ヶ関北6丁目30番地2
公共工事の種別	管工事業
公共工事の概要（当初）	仮称霞ヶ関北市民センター新築に伴う外構給排水設備工事である。（継続費事業） ・機械設備工事 一式 本工事は、「週休2日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。
工事着工の時期（当初）	令和 7年 3月18日
工事完成の時期（当初）	令和 7年10月22日
契約の相手方の商号、名称	川越設備株式会社
契約の相手方の住所	埼玉県川越市上老袋495-2
契約金額（当初・税込）	26,847,700円
入札参加条件	<入札参加条件> 業種：管 格付：A 地域要件：市内本店 対象業者：25者
担当課（予算課）	市民部 地域づくり推進課
担当課（工事担当課）	建設部 建築住宅課

変更後の工事完成の時期 ※増減日数	16日増
変更契約金額（税込） ※増減額	増額 2,294,600円
変更後の 公共工事の概要	仮称霞ヶ関北市民センター新築に伴う外構給排水設備工事である。（継続費事業） ・機械設備工事 一式 本工事は、「週休2日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。 ・建築本体工事部分のグレーチングの追加 ・北側入口部U字溝及びグレーチングの延長 ・残土の処分量の追加 ・工期の延長
変更理由	・ 本体工事（仮称霞ヶ関北市民センター新築工事）にて外構との取り合いで施工できなかったグレーチングについて本工事にて追加で施工するため。 ・ 想定したU字溝及びグレーチングの延長では、雨水が流出する恐れがあるため、施工の延長を行うため。 ・ 掘削する範囲のGLが想定より高く、当初想定していた搬出より大幅に増えたため追加で残土搬出するため。 ・ 関連工事（仮称霞ヶ関北市民センター新築外構工事（その1）、仮称霞ヶ関北市民センター新築外構工事（その2）、仮称霞ヶ関北市民センター新築外構電気設備工事、）との取り合いで各工事の安全な作業動線の確保、工程の調整を行った結果、更に一定の期間が必要となったため。